



教 県 第 2 0 4 - 2 号
令 和 5 年 5 月 8 日

各市町村教育委員会教育長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る
勤務時間・休暇等の取扱いの変更について（通知）

新型コロナウイルス感染症の、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における位置付けが令和5年5月8日をもって5類に見直されることに伴い、同日をもって、下記1の、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために措置した勤務時間・休暇等の取扱いを定めた各通知を廃止しますので、通知します。

つきましては、市町村教育委員会においては、本改正を踏まえ、教職員の勤務時間・休暇等の取扱いについて、対応をお願いします。

記

1 廃止する通知

- (1) 令和2年2月26日付け教県第1002-2号「新型コロナウイルスの感染が疑われる場合の職務に専念する義務の特例について（通知）」
- (2) 令和2年3月26日付け教県第1146-2号「新型コロナウイルス感染症に係る海外から帰国した職員の勤務について（通知）」
- (3) 令和2年6月9日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する抗体保有状況を把握するために行われる抗体検査を受ける場合の職務に専念する義務の特例について（通知）」
- (4) 令和3年4月13日付け教県第46-2号「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合等の休暇の取扱いの変更について（通知）」

- (5) 令和4年3月29日付け教小第676号「濃厚接触者に該当する場合の職務に専念する義務の特例について（通知）」
- (6) 令和4年9月27日付け教県第563-2号「新型コロナウイルス感染症の陽性者となり外出自粛が求められる場合の職務に専念する義務の特例について（通知）」
- (7) 令和4年10月24日付け教県第624-2号「『新型コロナウイルス感染症に係るサービスの取扱い等について（通知）』の更新について」

※ 各通知が定める取扱いについては、別紙を参照すること。

2 廃止時期

令和5年5月8日

※ 上記の通知は、5月7日限りで、その効力を失う。

- 3 令和5年5月8日以降も継続する取扱いについては、別紙の「R5.5.8以降も従来の取扱いを継続するもの①②」を必ず確認しておくこと。

なお、詳細については以下の通知を参考としてください。

- (1) 令和3年6月10日付け教小第153号「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の特例について（通知）」及び令和3年6月10日付け事務連絡「職員の新型コロナワクチン接種に係るサービスの取扱いについて（通知）」
- (2) 令和5年3月14日付け事務連絡「感染症拡大防止等に資する場合における自宅勤務及び時差出勤の運用終了について」
- (3) 令和5年4月17日付け教県第84-2号「『妊娠中の女性職員への配慮等について（通知）』の一部変更について」

※ 各通知が定める取扱いの詳細については、別紙の「R5.5.8以降も従来の取扱いを継続するもの①②」及び別添通知の写しを参照すること。

担 当 県立学校人事課学事担当 天野
電 話 048-830-6735

新型コロナウイルス感染症に係る勤務時間・休暇等の取扱いについて

見直しを行う服務上の措置①

根拠	内容	服務上の措置
(1) 「新型コロナウイルス感染症に係る服務の取扱い等について（通知）」の更新について（令和4年10月24日付け教果第624-2号） (2) 新型コロナウイルス感染症に係る海外から帰国した職員の勤務について（通知）（令和2年3月26日付け教果第1146-2号） 「新型コロナウイルス感染症に係る服務の取扱い等について（通知）」の更新について（令和4年10月24日付け教果第624-2号） (3) 「新型コロナウイルス感染症に係る服務の取扱い等について（通知）」の更新について（令和4年10月24日付け教果第624-2号）	- 新型コロナウイルスの感染が疑われる場合（①保健所又は医療機関等が新型コロナウイルスの検査を受検することが必要と認めた場合、かつ、②自宅療養又は自宅待機する場合） 【例】 - 職員がPCR検査を受検する場合（保健所又は医療機関の指導によるもの） - 職員が濃厚接触者に指定された場合 - 長時間の接触があった者に、就業制限等が行われた場合	職務専念義務免除 → 廃止
「新型コロナウイルス感染症に係る服務の取扱い等について（通知）」の更新について（令和4年10月24日付け教果第624-2号）	職員が海外から帰国した場合に、検疫所長の指定する場所で待機等をする場合	交通遮断休暇 → 廃止
(3) 「新型コロナウイルス感染症に係る服務の取扱い等について（通知）」の更新について（令和4年10月24日付け教果第624-2号）	国の行う調査（抗体保有状況の把握）に協力し抗体検査を受ける場合	職務専念義務免除 → 廃止

新型コロナウイルス感染症に係る勤務時間・休暇等の取扱いについて

見直しを行う勤務上の措置②

根拠	内容	勤務上の措置
(4) 「新型コロナウイルス感染症に係る勤務の取扱い等について（通知）」の更新について（令和4年10月24日付け教員第624-2号）	・ 職員に発熱等の風邪症状がある場合 ・ 職員と長時間の接触のあった者に発熱等の風邪症状がある場合 ・ 職員と長時間の接触のあった者がPCR検査を受検する場合 ・ 職員と長時間の接触のあった者が濃厚接触者となった場合（職員は濃厚接触者の濃厚接触者） ・ 職員が検疫法に基づく停留の対象となった場合 ・ 職員が検疫法に基づく外出自粛等協力要請の対象となった場合 ・ 職員と長時間の接触のあった者が検疫法に基づく外出自粛等協力要請の対象となった場合 ・ 職員の親族等に発熱等の症状があるため、看護又は介護を行う場合 ・ 学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話を行う場合	交通遮断休暇 → 廃止
(5) 「新型コロナウイルス感染症に係る勤務の取扱い等について（通知）」の更新について（令和4年10月24日付け教員第624-2号）	・ 勤務場所で新型コロナウイルス感染症患者が発生し、職員が濃厚接触者に該当する場合	職務専念義務 免除 → 廃止
(6) 新型コロナウイルス感染症の陽性者となり外出自粛が求められる場合の職務に専念する義務の特例について（通知）（令和4年9月27日付け教員第563-2号）	・ 新型コロナウイルス感染症の陽性者となり、感染症法第44条の3第2項に基づき外出自粛が求められる場合（全数把握の見直しに伴う措置）※	職務専念義務 免除 → 廃止

※感染症法第18条第2項に規定する就業制限等が適用された場合の、地方公務員法第35条に基づく職務専念義務免除については、5類変更に伴い陽性者への就業制限等が適用されなくなるため、職務専念義務免除の適用もなくなるものである。

新型コロナウイルス感染症に係る勤務時間・休暇等の取扱いについて

R5.5.8以降も従来の取扱いを継続するもの①

根拠	内容	服務上の措置
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の特例について（通知）（令和3年6月10日付け教小第153号） 職員の新型コロナウイルスワクチン接種に係る服務の取扱いについて（通知）（令和3年6月10日付け事務連絡）	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等	職務専念義務免除
感染症拡大防止等に資する場合における自宅勤務及び時差出勤の運用終了について（令和5年3月14日付け事務連絡）	県教育委員会が主催する各年次研修及び行政職員新採用者研修並びに彩の国さいたまづくり広域連合が主催する階層別基本研修のうち、研修当該日において1日非集合型で終日オンラインを活用した内容により実施する場合、令和4年4月1日から当面の間、自宅勤務が可能	自宅勤務

新型コロナウイルス感染症に係る勤務時間・休暇等の取扱いについて

R5.5.8以降も従来の取扱いを継続するもの②

根拠	内容	服務上の措置
「妊娠中の女性職員への配慮等について（通知）」の一部変更について（令和5年4月17日付け教果第84-2号）	・ 妊娠中の女性職員への配慮等について ①母性健康管理指導事項連絡カード（以下「母健連絡カード」という。）に「<u>感染のおそれが低い作業への転換</u>」「<u>出勤の制限</u>」「<u>出勤の制限</u>」等の文言の記載がある場合 （例）「感染症のおそれの低い作業への転換又は出勤の制限（休業）などの措置を講じること。」 ②母健連絡カードに「<u>休業</u>」「<u>療養</u>」等勤務ができない旨の文言のみが記載されている場合 （例）「<u>コロナウイルス感染への強いストレス</u>があることから、休業の措置を講じること。」	学校内での勤務内容の配慮 自宅勤務 時差出勤 病気休暇

※その他、新型コロナウイルス感染症を理由とする妊娠障害休暇、結婚休暇及び職務専念義務免除（勤続10・20・30・40年）の取得期間の特例、配偶者同行休業の特例についてもこれまでの取扱いを継続する。